

- (九) 排出多岐管の良否
- (十) 揮發器統御装置の良否
- (十一) シリンダーの掃除並びに潤滑の良否
- (十二) タイマーの良否
- (十三) 発電器の良否

またエンジンのスタートせぬ原因は、大低次ぎの條項にあるものである。

- (一) タイミング装置の不良
- (二) プラツグポイント間の空隙過大
- (三) 導線の弛緩或は不良
- (四) ハーフ・タイム・ギアが移動して適當の齒車を噛み合はぬ事。
- (五) タイマーのコンタクト不良
- (六) バッテリーの不良

- (七) 點火の順序不整

- (八) バルブの不良

- (九) 空氣とガソリンとの混合比量不良

- (十) スパーク・レバーの位置不良

▽第一速度以外の速度で車をスタートしてはならぬ。エンジンに過熱或はノックを起生せしめてはならぬ。エンジンは決して磨損せぬものと思ふてはならぬ。クラッチを火急に入れてはならぬ。チェンヂ・レバーを移動する前にクラッチを離すことを忘れてはならぬ。スロットルが充分に開かれてゐる時にクラッチを離してはならぬ。ブレーキを火急に掛けてはならぬ。ブレーキの調整を忘れてはならぬ。スパーク・レバー及びスロットル・レバーを火急に移動してはならぬ。

▽カーの前進中にチェンヂ・レバーを後進の位置に移してはならぬ。カーが高速力で運轉してゐる時に、チェンヂ・レバーを第三速から第二速、或は第一速に移動し

てはならぬ。火急に加速機ペダルを踏み着けてはならぬ。エンジンの廻轉が完全なる時に、其の状態を注視記憶することを忘れてはならぬ。これは後日エンジンに事故の起つた時に、之れを修理するに有益な参考となるからである。

▽シリンダーが充分に冷却さえすればよいと考へてはならぬ。ガンリン・エンジンは適度の温度のある時に、最もよく働くものである。自分の所有してゐる自動車に局部の改良を加へんとする時には、先づその自動車の製造家に計ることを忘れてはならぬ。修繕人は、自動車製造人よりも凡てをよく知るものと思ふのは誤りである。自己の所有する自動車製造家の指示する滑油を使用することを忘れてはならぬ。エンジン廻轉中に之れを掃除してはならぬ。過剰のガンリンを使用してはならぬ。エンジンが完全に動作する時は、静音器から排出されて排氣は無煙である。排氣が黒煙なのは過量のガンリンを用ゐてゐる證據である。藍色の煙の出るのは過剰の滑油を用ゐてゐる結果である。

▽エンジンのバッテリーに電鈴を連結してはならぬ。雨中覆ひなしに自動車を停止しおいてはならぬ。エンジンの廻轉が中止するには、十中の八九まで次ぎの原因に依るものであることを忘れてはならぬ。

- (一) ガンリンの供給不良若くば消耗
- (二) 空氣の供給不十分
- (三) 荷重の超過
- (四) バッテリーの消耗或は導線の毀損
- (五) スパーク發生の時刻不良或はスパーク・プラグ及びスパーク・ポイントの不良

(六) シリンダー・オイルの消耗或は滑油の品質不良

(七) 支承の潤滑不良

(八) 吸入排出弁の不良

## (九) バツキングの塵滅

## (十) 辨發條の不良

▽エンジン廻轉中に始動鈕を押してはならぬ。運轉の爲めスターターを使用してはならぬ。その使用は只だ始動の爲めのみである。バツテリーの上に塵埃を推積せしめてはならぬ。バツテリーに用ゐる導線の弛緩の有無を點検することを忘れてはならぬ。法令に違背してはならぬ。電車停止の際その前面を横ぎつてはならぬ。電車停止中、乗客昇降の際は、徐行するか或は停車せよ、決して疾走してはならぬ。街角を曲がらうとする際には、警音を鳴らしながら徐行し、決して高速度を以て行進してはならぬ。無暗に警音機を鳴らしてはならぬ。これは危険の信號であつて、玩具ではない。

▽自分は自動車を道路上に操縦するの権利を有してゐると共に、一般公衆も亦た道路を行歩若くは車行する同一の権利を有してゐることを忘れてはならぬ。學校前、

橋梁、堤防、悪道路上の運轉、或は馬匹に出遇ふた時には、必ず徐行することを忘れてはならぬ。禮儀を守ることが忘れてはならぬ。警音を與ふるにも係らず、道を譲らぬものは豊者と心得、速度を低減するか若くはストップする方がよい。若し故意に道を譲らぬ無謀漢があつても、己の権利を主張したり、不穩の言語杯を發せぬやうにするがよい。

▽泥濘または塵埃の多い路上を疾走してはならぬ。小兒が車前を横ざる時には、徐行するか或はストップすることを忘れてはならぬ。車前に人車、荷車等が徐行しつゝある時は、無暗に警音を鳴らし道を避けよと火急に迫つてはならぬ。他車が背後から疾走して來り、乗り越したき信號を與へた時には左に避けよ、他車は此時その右側を通過する。二百呎以上反射する前燈を使用してはならぬ。不幸にして事故の生ぜし時は、直ちに停車せよ、歌右衛門の運轉手のやうに逃走してはならぬ。

▽風の爲め帽子を取られた時には、第一にその帽子に眼をつけてはならぬ。先づ自

分の車に適當の處置をしてから後、その帽子を見よ。汽車の鐵路を横ざる際には、  
 Stop, Look, and Listen (止まれ、視よ。そして耳を敬だてよ)といふ警語を忘れて  
 はならぬ。婦人小兒が自ら道を譲るであらうと豫期してはならぬ。婦人小兒は如何  
 にせば危険を避け得べきかを知らぬものと心得てゐた方がよい。運轉前に飲酒、運  
 轉中に喫煙してはならぬ。腕にまかせて必要のない危険を冒してはならぬ。如何に  
 機能の完全な自動車でも時にスリッパすることのある事を忘れてはならぬ。

▽突然停車し、また突然發車してはならぬ。水溜或は油氣のある路上に停車して  
 はならぬ。エンジンが静止の時は、スイッチを「オフ」の位置に置くことを忘れて  
 はならぬ。タイヤに就いて爲すべからざることは、街角の疾走、悪道路上の疾走、  
 鐵路上の疾走、或は火急にブレーキを掛け、或は火急にクラッチを入れる時はタイ  
 ヤに甚大の損傷を與ふるものであることを忘れてはならぬ。

▽豫備のケーシング、チューブ、修繕キッド、ボンプ、タイヤ辨を自動車上に携帯

することを決して忘れてはならぬ。タイヤの修理は決して急いでやつてはならぬ。  
 充分の時間をかけて完全に修理せよ。空氣が少しでもタイヤから放出した時には、  
 直ちに適量の空氣を送入することを忘れてはならぬ。新らしいチューブを外輪に入  
 る、時には、ケーシング内にタルカムを散布することを忘れてはならぬ。タイヤ・  
 チェーンは絶対に必要な時の外は、使用してはならぬ。タイヤ・リムは酸化せぬや  
 う常に注意を怠つてはならぬ。

▽タイヤにグリース油の附着した時には、直ちに掃除することを忘れてはならぬ。  
 タイヤに生じた刺傷が如何に小さくても、必ずこれを修理することを忘れてはなら  
 ぬ。タイヤの辨のラックナット、ヴァルブナット、ヴァルブキャップ、リムナット  
 等は、常に緊結しておくべきものであることを忘れてはならぬ。ヴァルブシステムに  
 は必ずキャップを螺入しておくことを忘れてはならぬ。

大正八年九月拾日印刷  
大正八年九月十三日發行

不許複製

著作  
發行兼

東京市牛込區通寺町二十二番地

竹生太一

印刷者

東京市京橋區南飯田町九番地

鈴木賢治

印刷所

東京市京橋區南飯田町九番地

東洋自動車協會印刷部

東京市牛込區通寺町二十二番地

東洋自動車協會出版部

發行所

386  
76

終

